

平成 23 年 12 月 28 日

消費者庁消費者制度課

御中

「集団的消費者被害回復に係わる訴訟制度の骨子についての意見」

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会

〒1520031 東京都目黒区中根 2 丁目 13 番 18 号

第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 (代) fax03-3718-4015

eメール advisor-consultant@nacs.or.jp

当協会は消費生活アドバイザーと消費生活コンサルタントの有資格者で構成される消費者団体で、協会として消費者相談窓口を設けている。また各地の消費生活センター等で相談を受けている会員も多く有している。私達は少額被害者が何もできずに諦めてしまい、その結果、加害者は何の制裁もなく不当な利益や信用を失なうこともなく、悪徳な事業を蔓延させている現状に、日々歯がゆい思いをしている。

今回の「集団的消費者被害回復に係わる訴訟制度」が画期的な制度となることを期待し、意見を述べさせていただきます。

1. 【意見の対象】 特定適格消費者団体

【意見の内容】

特定適格消費者団体の「認定要件」については、必要最小限度のものにすることを要望する。

【理由】

特定適格消費者団体が、全国各地で消費者被害回復のための訴訟制度を運用することが重要である。そのためにはまずは適格消費者団体が認定申請をすることが必要だが、あまりに認定要件のハードルが高すぎた場合、認定申請に二の足を踏む団体が出てくることも予想される。認定要件を必要最小限度のものとする必要があると考える。

1. 【意見の対象】 特定適格消費者団体

【意見の内容】

本制度においては訴訟を担う主体として特定適格消費者団体を認定するとして
いるが、その母体となる適格消費者団体の財政基盤はまだまだ脆弱であり、原則
的にその中から認定される特定の確消費者団体が、所期の活動を行うには、様々
な援助、特に財政的援助は必須であると考ええる。

【理由】

① 本制度の訴訟手続きの追行者を特定適格消費者団体と限定したことは、2段階
目の手続き追行を考えると極めて適切な選定と考えられる。一方では特定適格消費
者団体への期待、負荷が極めて大きく、財政的にも厳しい負担を強いられる。持続
可能な制度の担い手として活動するためには、特定の確消費者団体が勝訴の場合に
報酬・費用を得ることが出来るよう規程を定めることは当然として、無利子での融
資等を含む財政支援を実施することを規定することを求める。

② 第一段階目において和解が得られた場合の特定適格消費者団体の報酬はどの
ようにするのか不明である。米国のクラスアクションにおいては、100%が和解で終
了しているとのことであり、日本においてもそれに近い状況が発生する可能性は高い
と考えられる。特定適格消費者団体の財政基盤の維持・強化のためにも、和解の場
合にも特定適格消費者団体が報酬・費用を得ることが出来る旨の規程を定めること
を求める。

1. **【意見の対象】** 特定適格消費者団体

【意見の内容】

被害救済関係業務等として、国民生活センターや地方公共団体は、消費生活相談
情報（P I O-N E T情報）を特定適格消費者団体に提供することができること
とする、との内容は一応評価できる。しかし、あいまいな「提供することができ
ることとする」ではなく、「提供する」に改めることを要望する。

さらに、P I O-N E T情報の内容の充実も要望する。

【理由】

消費者被害からの回復のために、国民生活センター・地方の公共団体と特定適格
消費者団体が積極的な連携体制を作るという観点から、特定適格消費者団体の求め
に応じ、あるいは消費者被害端緒情報を積極的に提供するということが重要である。
さらに、提供するP I O-N E T情報は、起こった事実だけでなく、どのように解
決が図られたのか、までを情報として提供することが重要と考える。

2. **【意見の対象】** 一段階目の手続き（共通争点の確認の訴え）

【意見の内容】

一段階目で「和解」という結論に至った場合も、特定適格消費者団体が第一段階
で「勝訴」したときと同様に、二段階目の手続きを活用できることを要望する。

【理由】

骨子での「和解」に関する記述としては、一段階目で、「個々の消費者から授権を受けて個々の消費者の請求権に関する和解をすることができることとする」としている。しかしながら一段階目では対象となる消費者の多くが特定できているわけではないと考えられる。和解において、被告（事業者）から被害者の連絡先等の情報を取得したとしても、個々の被害額を確定するためには、多くの労力が必要になる。そこで、和解の場合も二段階目の手続きを利用することにより、簡易に個々の被害額が確定できるようにすることが必要であると考ええる。

2. **【意見の対象】** 一段階目の手続き（共通争点の確認の訴え）

【意見の内容】 個人情報流出事案についても対象となる権利に含めるよう求める。

【意見の理由】

対象となる権利については、金銭支払を目的とするもの及び契約の目的に生じた損害に係るかかわるものに限るとしており、個人情報の流失に伴う損害等については対象外となっている。個人情報の流失については、「個人情報流失した」ことは共通争点があり、集合訴訟の典型例として当てはまるし、被害賠償額の予見可能性も高い。典型的に当てはまる事案を対象外にすることは反対である。ポジティブリストとして、対象となる権利に個人情報流出事案を含めることを求める。

3. **【意見の対象】** 二段階目の手続き（個別請求権の確定訴訟）

【意見の内容】

「知っている個別請求権の確定訴訟に届出をすることのできる対象消費者（被告からの情報提供によって知った対象消費者を含む。）に対する通知費用負担」を、「被告が負担すること」に変更することを要望する。

【理由】

骨子では、「通知・公告の費用負担は原則として申立団体が負担することとし、裁判所は、事情により通知・公告費用の全部又は一部を被告に負担させることができることとする」とある。しかし、すでに一段階目において被告の法的責任が認められていることを考えると、知っている個別請求権の確定訴訟に届出をすることのできる対象消費者に対する通知にかかる費用は被告が負担すべきと考える。

3. **【意見の対象】** 二段階目の手続き（個別請求権の確定訴訟）

【意見の内容】

事業者の協力として、「裁判所が被告（事業者）に対して文書等を申立団体に提出するよう命ずることができることとする」ではなく、「提出を義務付ける」に改めることを要望する。

【理由】

被害にあっているが届けをしていない、または被害に気づいていない消費者までもが救済されることになり、被害者すべてが救済できる制度になると期待できると考える。

4. **【意見の対象】** その他

【意見の内容】

被害回復を確実なものとするために、対象事業者の「財産の隠匿・散逸防止策」を早期に創設することを要望する。

【理由】

悪質な事業者は、いろいろな方法で財産隠しなどを行なうことが容易に想像できる。消費者被害回復のための訴訟制度が創設され、消費者が勝訴をして被害回復を図ろうにも肝腎の財産が散逸してしまつては、判決自体が意味のないものとなつてしまう。被害回復には事業者の財産保全は重要なポイントである。

貴庁の取りまとめた「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置について」の検討事項「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」を、今回の訴訟制度とあわせて被害救済につなげられるよう、早急に検討を進め、一日も早く制度を創設することが必要だと考える。

4. **【意見の対象】** その他

【意見の対象】

消費者基本法では、「消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること」とある。この消費者の権利を実現するためにもこの制度は必要であり、一刻も早い制度設計と実施を要望する。

【理由】

全国の消費生活センターに寄せられる消費生活相談件数は年間約 90 万件と高い件数であり、その内の 85～90%が取引関連の相談である。そのような高い消費者問題発生率の中、実際に被害に遭った場合に、被害回復の為に消費生活センターに交渉を依頼したのは僅か 6%で、ほとんどが被害に遭ったにもかかわらず、何もせずに泣き寝入りをしている、との報告もある。このことから現行の制度では、消費者が交渉をおこなうための手続きが十分に整備されていないと言える。

今回提案されている「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」においては、特定適格消費者団体が、出来る限り多数の消費者の請求権を束ねて訴訟を行う制度であり、日本の実情に合った消費者被害回復制度であると思われる。今回提起の制度が実現すれば、簡易な手続きで消費者被害回復が行われることになり、極めて画期的な制度となると期待できる。消費者庁には是非、平成 24 年度通常国会において本

制度が成立するように最大限の努力をされることを期待する。

以上